

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所

黒田健二

ユリア・クスマ・ワルダニ

税金制度について (I)

Q1 インドネシア法上、所得税の課税対象となるのは誰ですか？

A1 所得税に関する2000年法律第17号により、以下のいずれかに該当する場合、所得税の課税対象、すなわち納税者 (Subjects of Taxation・ST) となります。

- 1 (a) 個人
- (b) 分割が未だ行なわれていない遺産
- 2 法人
- 3 恒久的施設

すべてのSTは、居住者と非居住者のいずれかに分類されます。

Q2 STのうち、居住者とみなされるのは誰ですか？

A2 下記の者が、居住者とみなされます。

- 1 12カ月中183日 (ある連続した12暦月における合計183日) を意味します。以下同様。) 以上、インドネシア国内に居住もしくは滞在する個人、または、ある年度中

にインドネシア国内に滞在し、インドネシア国内に居住する意思を有する個人

- 2 インドネシア国内で登記されている法人、運営されている法人、または営業所を有する法人
- 3 インドネシア国内にある分割が未だ行なわれていない遺産

すなわち、インドネシア国内における滞在日数が183日に満たなくても、インドネシア国内に居住する意思を有する場合、または、かかる意思を有すると合理的に結論付けられる客観的証拠が存在する場合、当該年度について、居住者とみなされる場合があります。

Q3 STのうち、非居住者とみなされるのは誰ですか？

A3 下記の者が、非居住者とみなされます。

- 1 インドネシア国内の恒久的施設を通じて事業活動を行っている個人または法人であって、インドネシア国内における居住もしくは滞在の期間が12カ月中183日に満たない個人、および、インドネシア国内で設立されていない法人。

2

インドネシア国内の恒久的施設を通じた事業活動等による収益以外の収益をインドネシアから得ている個人または法人であつて、インドネシア国内における居住もしくは滞在の期間が12カ月中183日に満たない個人、および、インドネシア国内で設立されていない法人。

Q4 「恒久的施設」とは何ですか？

A4 恒久的施設とは、インドネシア国内における居住もしくは滞在の期間が12カ月中183日に満たない個人、または、インドネシア国内で設立されていない法人が、インドネシア国内で事業活動を行うために利用する営業所のことです。具体的には、以下の形態があります。

- a. 子会社
- b. 代理店
- c. 工場、作業所等

インドネシア国内で登記も運営もされておらず、営業所も所有していない外国企業であつても、インドネシア国内における事業経営に対して指示を与えている場合に

は、非居住者のSTとみなされま
す。これは、外国企業が、インドネシア国内の事業に關し、その株式の過半数を直接または間接に所有している場合に限りません。

Q5 所得税の「所得」とは、何をさすのですか？

A5 所得税法の規定によれば、所得とは経済的繁栄の増大を意味し、インドネシアの国内または国外のいずれで発生したか、消費に利用されたか富の拡大に供されたか、いかなる名目や形式によるものかなどは一切問いません。所得には、業務やサービスの提供に対する報酬、事業収益、配当金、利息、保険料（再保険料を含む）、賃料、使用料、資産利用による何らかの収益、および、外国為替レートの変動による収益が含まれます。
尚、雇用者が提供する居住施設や自動車等の福利厚生は、被雇用者の所得に含まれません。

また、「不労所得」は、所得税法上の「所得」とはみなされません。「不労所得」とは、例えば、寄付金、補助金、年金、並びに、

財務省が定めた特定事業分野の年金基金を通じて投資された資本から得られる収入等を基本的にさします。

相続人が受け取る遺産も、その金額にかかわらず、所得税法上の「所得」とはみなされません。ただし、当該遺産から発生する所得、例えば、相続した資産に關連して受領する賃料等は、「所得」として課税対象となります。

Q6 課税の対象となるのは、総所得ですか、それとも正味所得ですか？

A6 所得税法の規定によれば、課税の対象となるのは、正味所得です。正味所得とは、総所得額から、手当、売却損失、会社資産の減価償却、研究費、訓練／研修目的の奨学金、不良債権等を差引いた金額のことです。

Q7 個人および法人の税制上の取扱はどのようになっていますか？

A7 個人および法人は、それぞれ以下のとおり課税されます。

個人に対する課税

居住者である個人のSTは、全世界における所得について課税され、非居住者である個人のSTは、インドネシアにおいて発生した所得についてのみ課税されます。当然ながら、二重課税に關する条約締結国出身の個人は、關連する条約の規定に従つて税制上の身分が決定されます。

直近の2000年所得税法改正以降、個人所得税の税率は以下のとおりとなっています。

課税対象年間所得	所得税率
2千5百万ルピア以下	5%
2千5百万ルピア超5千万ルピア以下	10%
5千万ルピア超1億ルピア以下	15%
1億ルピア超2億ルピア以下	25%
2億ルピア超	35%

法人に対する課税

居住者である法人のSTも、全世界における所得について課税さ

れます。一方、インドネシアの外国直接投資企業は、インドネシア国内で発生した収益についてののみ、法人所得税を納付します。

外国企業の子会社の場合、インドネシア国内で実施した業務活動から得た収益のみが、課税の対象となります。インドネシア国外の親会社がインドネシア国内の子会社から得た収益については、親会社の事業と子会社の事業が性質上類似のものである場合に限り、課税対象所得とみなされず。

法人所得税の税率は以下のとおりとなっています。

課税対象年間所得	所得税率
5千万ルピア以下	10%
5千万ルピア超1億ルピア以下	15%
1億ルピア超	30%

Q8 所得税の算定、申告、および納付は、どのように行なわれますか？

A8 インドネシアでは、自

己算定方式が採用されており、STは自ら課税対象所得を計算し、確定申告書を提出し、必要な税金の納付を行わなければなりません。このため、STは、納税者登録番号の申請および取得を行う必要があり、帳簿の記録および保管を義務付けられています。すなわち、制度上、納税額はまずSTの申告により決定されます。さらに、所得税法第25条により、個人事業主や別途収入を得ている者は、毎月、前年の所得申告額に基づき、見込み税額を納付します。

インドネシアで源泉徴収の対象となる所得もあります。これが主に適用されるのは被雇用者で、その報酬について源泉徴収されます。被雇用者以外では、配当金、利息、保険料（再保険料を含む）、年金（インドネシア国内の恒久施設を通じた事業を実施していない非居住者の場合）、並びに、インドネシア国内で提供される技術、経営および専門分野におけるサービスの利用料および手数料にも、源泉徴収制度が適用されます。これらの場合、適格な代理人が支払

額の算定および控除を行います。

源泉徴収税率は、居住者であるSTおよび非居住者であるSTのそれぞれについて、以下のとおりです。

- 居住者であるSTの場合— 15%（所得税法第23条）
- 非居住者であるSTの場合— 20%（所得税法第26条）

Q9 納税者登録番号（TIN）とは何ですか？

A9 国税一般通則（2000年法律第16号/GPTP法）第1条(5)項によれば、納税者番号（Tax Identification Number・TIN）とは、STを特定しSTによる税金納付を支援するため、財務省税務総局長令がSTに対して発行する番号です。STには、納税者登録番号の取得および保管が義務付けられています。

Q10 TINはどのようにして取得できますか？

A10 STは、個人であれば居住地の税務署に、法人であれば登記されている地区の税務署か、営業所、支店

または駐在員事務所を有している地区の税務署に、それぞれ登録し、TINを取得します。ジャカルタ在住の海外駐在員は、外資企業および海外駐在員担当の税務署（Kantor Pelayanan Pajak Badan dan Orang Asing・KPP BADORA）に登録し、これを通じてTINを取得しなければなりません。

Q11 法人であるSTが複数の支店を有している場合、TINの登録はどのように行えばいいでしょうか？

A11 ジャカルタ市内の他に、複数の営業所、支店または駐在員事務所を有している法人のSTは、各営業所等の所在地を管轄する税務署にそれぞれ登録を行う必要があります。こうした登録は、源泉徴収および付加価値税の徴収のみを目的として行なわれます。

Q12 STがTINの登録をしないとどうなりますか？

A12 GPTP法第39条(1)項により、TINの取得を怠った者は、6年以下の懲役

および総納税額の4倍以下の罰金に処せられます。過去の年度について監査が実施される場合もあり、国の内外における税務書類および銀行記録の参照が法律上認められています。

Q13 STが税金を納付する時期はいつですか？

A13 確定申告書に基づき納める税金は、通常、申告対象年（暦年）の翌年3月25日までに支払う必要があります。

Q14 納付期日に遅れた場合、罰則がありますか？

A14 GPTP法第19条により、税金納付が期日に遅れた場合、納付期日から全額支払が行なわれるまでの期間について、月利2%の利息が行政処分として課せられます。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家にご相談下さい。

黒田健二（くろだ・けんじ）



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ
(Julia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学（LLM）卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。